

(様式2)

30政第196号

平成31年 1月11日

内閣総理大臣 殿

福島市長 木 幡 浩 ⑩

帰還環境整備事業計画の変更について

平成30年7月24日付けで提出した福島県（福島市）帰還環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式1-2)

福島市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等

基金設置の有無: 有 設置の時期: 平成29年3月

平成31年1月時点 (単位:千円)

Main data table with columns: No., 事業番号, 事業名, 地区名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費, うち福島県又は避難指示・解除区域都市町村等以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費 (注4), 全体事業費 (注5), 全体事業期間, 備考 (注6).

Summary table with columns: 県名, 福島県, 担当部署名 (注7), 政策調整部 政策調整課, 担当者氏名 (注7), 佐藤 勝則, 市町村名 (注7), 福島市, 電話番号 (注7), 024-525-3788, メールアドレス (注7), saichou@city.fukushima.lg.jp, 地方公共団体の組合名 (注7)

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3、4)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域都市町村等の担当者名を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	農作物・食品放射能測定事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体		福島市	事業実施主体（直接/間接）	福島市（直接）	
総交付対象事業費		(321,838) (千円) 418,770 (千円)	全体事業費	(598,165) (千円) 695,097 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市内の空間放射線量が比較的高い状況となり、今でも不安を抱えながらの生活を強いられている住民もいる。</p> <p>食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、高い濃度ものは出荷制限がかかるなど食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。</p> <p>事故発生から約 8 年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射性物質が気になることから、気軽に分けたり、また、いただいたものを気にせず食べることに抵抗を憶える住民もいる。</p> <p>住民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、住民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還環境の整備を目標とする。</p>					
事業概要					
1 農産物・食品等放射能測定事業					
<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内の空間放射線量が比較的高い状況となった。食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、食の安全・安心という生活の最も基本的な事への不安がひろがった。</p> <p>これら市民が抱える食に対する不安を解消するために、市民が家庭菜園の作物や飲料水等を持ち込んで放射性物質の測定ができる体制を継続する。</p> <p>測定結果については、品目ごとに集計し放射性物質の検出傾向を分析したものを市ホームページで公表することにより、測定したことのない市民や自主的に避難している方にも家庭菜園の農産物・食品等の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。</p>					
(1) 測定場所及び予約・受付日					
①予約・受付日：平日・土曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）。					
②測定場所：別表のとおり（測定所 19 ヶ所を開設）。					
○破壊式放射能測定器（井戸水・湧き水などの飲用水や刻んだ食品などを測定）については、平成 29 年度より各測定所から回収し、放射線モニタリングセンターで一括対応。					
○市民からの要望の多い非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を構築。					
○平成 31 年度よりコラッセふくしま（受付のみ）測定所を閉所。					

【別表】

No.	施設名	住所	受付電話番号	非破壊式放射能測定装置配備
1	放射線モニタリングセンター	福島市桜木町8-13	080-5737-1507	○
2	蓬莱支所・学習センター	福島市蓬莱町四丁目1-1	080-5737-1489	○
3	清水学習センター	福島市御山字松川原5-1	080-5737-1491	○
4	東部支所・学習センター	福島市岡部字高畑46	080-5737-1493	○
5	北信支所・学習センター	福島市鎌田字中江1	080-5737-1495	○
6	飯坂支所・学習センター	福島市飯坂町字銀杏6-11	080-5737-1502	○
7	松川支所・学習センター	福島市松川町字杉内33	080-5737-1503	○
8	信夫支所・学習センター	福島市大森字馬場1	080-5737-1505	○
9	吾妻支所・学習センター	福島市笹木野字折杉41-1	080-5737-1506	○
10	飯野支所	福島市飯野町字後川10-2	080-5737-1508	○
11	渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190	080-5737-1486	○
12	西支所・学習センター	福島市上名倉字妻下4-2	080-5737-1498	○
13	信陵支所・学習センター	福島市笹谷字才ノ神1	080-5737-1500	○
14	土湯温泉町支所	福島市土湯温泉町字上ノ町9	080-5737-1499	◎
15	杉妻支所	福島市伏拝字台田1-1	080-5737-1487	◎
16	大波出張所 (大波多目的集会所)	福島市大波字滝ノ入48	080-5737-1494	◎
17	吉井田支所・学習センター	福島市仁井田字西下川原1-1	080-5737-1497	◎
18	立子山支所	福島市立子山字竹ノ下24-1	080-5737-1501	◎
19	茂庭出張所	福島市飯坂町茂庭字宮沢口9-1	080-5737-1510	◎

◎については、平成26年度再生加速化交付金にて配備。

○放射線モニタリングセンター【表中のNo.1】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）と破壊式放射能測定器を配備。

破壊式放射能測定器の測定結果が50ベクレルを超えた場合の確定測定を行うゲルマニウム半導体検出器は福島市保健所検査棟に配備。

○支所・出張所、学習センター【表中のNo.2～No.19】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）のみを配備。

- (2) 測定対象者  
市内に住所を有するかた。
- (3) 測定品目  
家庭菜園や自家農園などの農産物、飲用水（井戸水、湧き水など）、その他の食品。
- (4) 申込方法：電話による事前予約。
- (5) 持ち込み方法
  - ①非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）  
農産物等は、700 グラム以上を洗ってそのまま持参。
  - ②破壊式放射能測定器（刻む測定器）  
飲料水は、1 リットルをペットボトル等に入れて持参。  
農産物等は、500 グラム以上を洗ってみじん切りして持参。
- (6) 測定結果
  - ①非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）：持ち込んでから約 20 分後に手渡しする。
  - ②破壊式放射能測定器（刻む測定器）：放射線モニタリングセンターで測定後、郵送。
  - ③刻む測定で、測定結果が 50 ベクレルを超えた場合、福島市保健所検査棟においてゲルマニウム半導体検出器で確定測定。
- (7) 測定員：外部業者委託。

## 2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

原子力災害対策本部および厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、市内で製造、販売、加工されている食品について、放射性物質の基準値を超えた食品が流通することがないように収去検査を行う。

この検査は、原発事故により放射能の影響を受けたために必要になった業務であり、個人線量管理の一環である。

測定結果については、市ホームページで公表することにより、住民や自主的に避難している方にも流通している食品の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。

- (1) 測定場所  
福島市保健所検査棟 福島市森合町 10-15
- (2) 検体確保の方法  
食品衛生法に基づき、流通している食品を市の食品衛生監視員（職員）が計画的に収去し、検体を確保する。
- (3) 収去計画  
4 月から 3 月までの間に 28 日間  
1 日につき 10 検体 × 28 日 = 年間 280 検体
- (4) 主な対象食品  
菓子類、漬物、食肉加工品、そうざい、果実加工品、魚介類加工品、清涼飲料水、大豆加工品、酒類、冷凍食品、めん類、乾燥野菜、乳製品、アイスクリームなど
- (5) 検査方法  
前処理（刻み処理）行った検体を、測定容器に入れ、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理」（食品 GLP）で示されている手順に従って検査を行うことにより、より精密な検査結果を得られる。
- (6) 測定員：市職員  
前処理：外部業者委託

(7) 測定結果

測定結果については、収去を行った事業者に対して、郵送により検査結果を送付する。

3 福島市総合計画における位置づけ

総合計画の分野ごとの施策第1章「いのちを大切にすまち」中、第1節「安心できる生活環境の向上（放射線対策）」の「1 放射線対策」に位置づけている。

当面の事業概要

<平成31年度>

1 農産物・食品等放射能測定事業

上記事業概要に記載のとおり、市内19ヵ所を開設し、非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を継続し、農産物・食品等の簡易放射能測定を実施する。

測定に使用している測定装置については、年1回の点検校正を行う。

2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

上記事業概要に記載のとおり、福島市保健所検査棟において、ゲルマニウム半導体検出器による測定体制を構築し、市内で製造・販売・加工されている食品について食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務を行う。

測定に使用している測定装置については、取扱説明書記載の更新時期（設置後7年）を過ぎており、平成30年度中には、経年劣化等による2度の故障が発生している。当市所有のゲルマニウム半導体検出器は、1台のみであり、収去検査だけでなく、市民が持ち込む食品の精密検査にも使用しており、今後故障が発生した場合、食品の放射性物質検査が実施できない状況になることから機器の更新を行う。

地域の帰還環境整備との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故は食生活への影響も大きく、市内産の農産物から放射性物質が検出されるなど、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分への不安がひろがった。

事故発生から約8年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射線物質が気になることから、気軽に分けたり、また、いただいたものを気にせず食べることに抵抗を憶える住民もいる。

住民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、住民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還環境の整備を図ることができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (平成31年度)

平成31年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	1	事業番号	(3)-23-1	事業名	農作物・食品放射能測定事業	事業実施主体	福島市
項 目	平成31年度								備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
食品放射能測定業務委託	→								測定結果は毎月公表する
非破壊式放射能測定装置点検校正						発注	点検校正	→	
食品中放射性物質検査業務	→								測定結果は毎月公表する
ゲルマニウム半導体検出器更新	入札・契約			設					

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	福島市		事業実施主体（直接/間接）	福島市（直接）	
総交付対象事業費	(55,465)（千円）		全体事業費	(55,465)（千円）	
	64,038（千円）			64,038（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）（以下、措置法）に基づき策定した「福島市ふるさと除染実施計画」（法定計画）において、市又はコミュニティ単位で設置した仮置場や仮々置場、措置法に基づく除染で出る枝葉等を焼却することにより発生する焼却灰を保管する埋立処分地（以下、仮置場等）の敷地内又はその周辺地の放射線の状況を定期的に測定して公表するよう規定されているため、継続的に空間線量率が測定可能なモニタリングポストを設置する。</p> <p>これにより、仮置場等設置地区住民の不安軽減と安全・安心の確保に寄与するとともに、他地区においてもその必要性や安全性について理解してもらうことにより、新たな仮置場等の設置を進めるとともに、除染作業の加速化を図ることで、市民の放射能に対する不安の払拭を促進する。</p>					
事業概要					
<p>1 仮置場等の周辺地（埋立処分地の入口）に、継続的に空間線量率が測定可能なモニタリングポストを以下の基準により設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 設置台数は、仮置場等 1 箇所につき 1 台とする。</li><li>(2) 設置場所は、仮置場等の周辺地（埋立処分地の入口）とし、地域住民や関係機関と協議のうえ決定する。</li><li>(3) 設置期間は、仮置場等本体が撤去されるまでの期間とする。</li><li>(4) 計測データ（空間線量率）は、市で一括管理し、定期的に地域住民へ公表する。</li></ul> <p>2 モニタリングポストの主な仕様は以下のとおりとするが、必要に応じ逐次見直しや変更を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地上高 1m にシンチレーション式放射線検出器を内蔵し、計測した空間線量率を大型 LED 表示板に表示する。</li><li>(2) 太陽電池モジュールを有し、外部電源不要とする。</li><li>(3) 計測したデータを一定期間保存することが可能とする。</li></ul> <p>3 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 購入・設置費（H26, 28, 29, 30, 31）…購入及び設置費用 51,863 千円（税込）</li><li>(2) 維持管理費（H27, 28, 29, 30, 31）…年間メンテナンス費用 12,175 千円（税込）</li></ul> <p>4 福島市総合計画における位置付け</p> <p>福島市総合計画後期基本計画の分野ごとの施策 第 1 章「いのちを大切にすまち」中、「安心できる生活環境の向上（放射線対策）」の「放射線対策」において、3 施策の体系 1 空間線量率の低減（2）除染土壌などの安全管理に位置付けされるものである。</p>					



当面の事業概要

<平成 31 年度>

事業費内訳 購入・設置費 … 購入及び設置費用 4,601 千円  
 維持管理費 … 年間メンテナンス費用 3,972 千円

◆仮置場

No	名称	状況	購入・設置	メンテナンス
1	大波	除去土壌搬入中		○
2	東部第 1	除去土壌搬入中		○
3	松川	除去土壌搬入中		○
4	渡利	除去土壌搬入中		○
5	飯野・立子山	除去土壌搬入中		○
6	信陵第 1	除去土壌搬入中		○
7	中央東第 1	除去土壌搬入完了		○
8	蓬萊	除去土壌搬入中		○
9	中央西	除去土壌搬入完了		○
10	清水第 1	除去土壌搬入中		○
11	立子山	除去土壌搬入中		○
12	中央東第 2	除去土壌搬入中		○
13	飯坂第 1	除去土壌搬入完了		○
14	清水第 2	除去土壌搬入中		○
15	北信第 1	除去土壌搬入完了		○
16	信陵第 2	除去土壌搬入中		○
17	飯坂第 2	除去土壌搬入中		○
18	北信第 2	除去土壌搬入中		○
19	吉井田	除去土壌搬入中		○
20	信夫第 1	除去土壌搬入中		○
21	信夫第 2	除去土壌搬入中		○
22	西第 1	除去土壌搬入中		○
23	北信第 4	除去土壌搬入中		○
24	信夫第 3	除去土壌搬入中		○
25	信夫第 4	除去土壌搬入中		○
26	信夫第 5	除去土壌搬入中		○
27	吾妻第 1	造成工事中	○	
28	吾妻第 2	造成工事中	○	
29	吾妻第 3	造成工事準備中	○	

◆仮々置場（※当面の間、仮置場の設置予定なし）

No	名称	状況	購入・設置	メンテナンス
1	飯野 A	搬入完了		○

◆埋立処分場

No	名称	状況	購入・設置	メンテナンス
1	松川町金沢第二埋立処分場	焼却飛灰を仮保管中		○
2	松川町金沢埋立処分地	焼却飛灰を仮保管中		○

地域の帰還環境整備との関係

本事業の実施により、仮置場等設置地区住民はもとより、市全体においても放射性物質保管への不安軽減を図り、仮置場等の必要性や安全性についての理解を深めてもらう。

それにより、引き続き新たな仮置場等の設置を進め、市全体の除染作業のさらなる加速化を図ることで市民の放射能に対する不安を払拭し、地域の帰還環境整備の促進に寄与する。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(平成31年度)

平成31年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	3	事業番号	(3)-23-3	事業名	福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業	事業実施主体	福島市	
項 目	平成31年度								備 考	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
維持管理 (本体メンテナンス、 測定器準校正等)									→	毎年2~3月に年一回実施
データ収集・整理、 地区住民への公表	→									収集したデータ(空間線量率) については、定期的に仮置場 等設置地区住民へ公表
本体設置工事		→								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

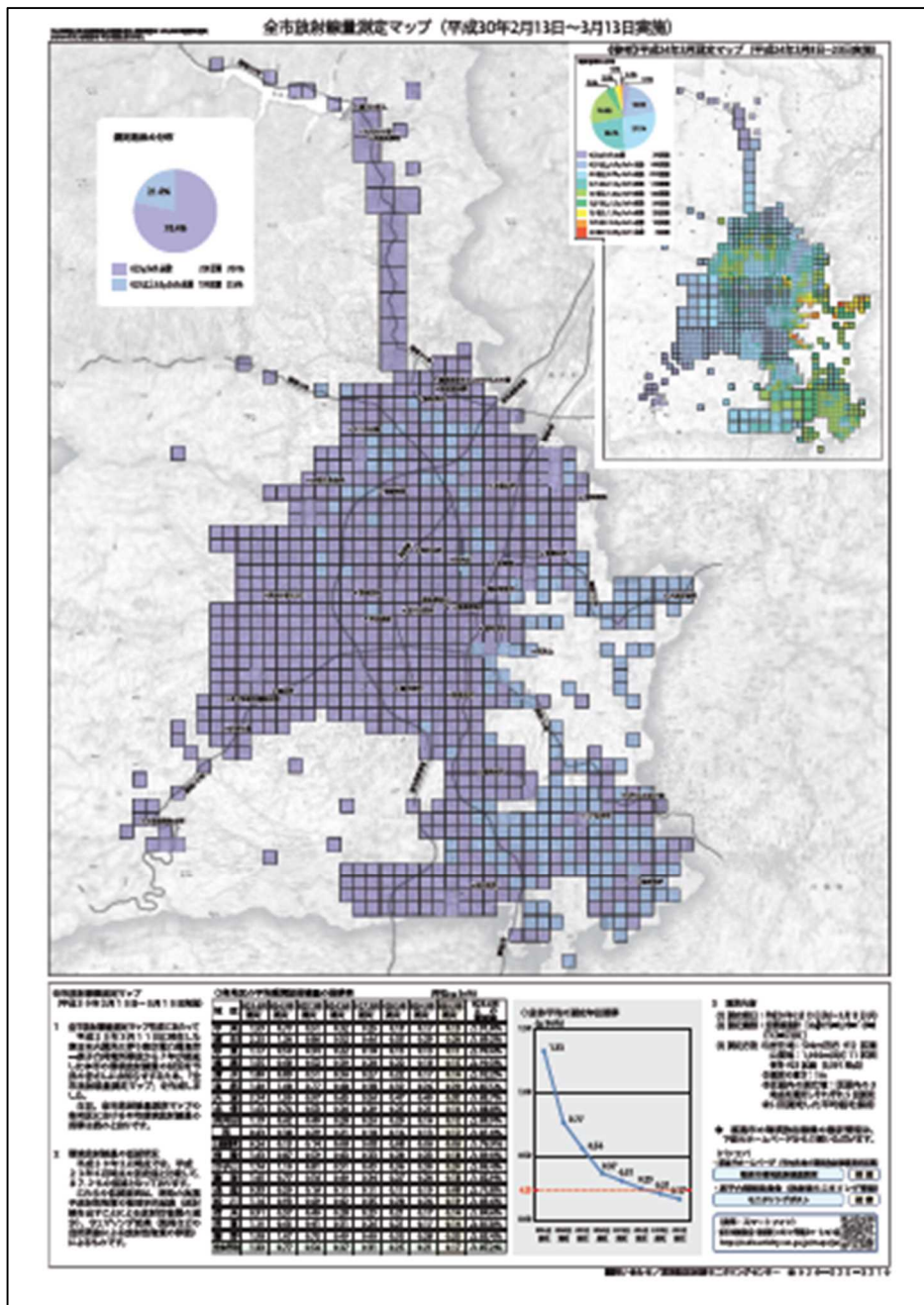
※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	4	事業名	環境放射線量測定事業	事業番号	(3)-23-4													
交付団体	福島市		事業実施主体（直接/間接）	福島市（直接）														
総交付対象事業費	(153,850)（千円）		全体事業費	(158,656)（千円）														
	204,742（千円）			209,548（千円）														
帰還環境整備に関する目標																		
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から約 8 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている住民もいる。</p> <p>放射線に対する不安の軽減には、住民が現在の放射線量を正しく理解することが不可欠である。</p> <p>そのためには、身近な場所の空間放射線量を定期的に測定し、その経年変化等をわかりやすく公表する取り組みを継続していくとともに、日常的な生活の中でも住民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）については、詳細な測定を実施し、結果を発信していくことがとても重要である。</p> <p>また、行政からの発信のみならず、住民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を維持していく必要もある。</p> <p>住民が現状を正しく理解することで、放射線に対する不安が軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還環境の整備を目標とする。</p>																		
事業概要																		
1 環境放射線量の定点測定																		
<p>市内の代表地点や教育施設、特に人が多く集まる場所等の 164 地点の放射線量について、1 年を通して定期的に測定し、最新の測定結果として公表するとともに、測定開始時からの経年変化についてもわかりやすく発信する。</p>																		
(1) 測定箇所及び測定頻度																		
<table border="1"><thead><tr><th>測定区分</th><th>測定箇所数</th><th>測定頻度</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁・支所・出張所</td><td>19 箇所</td><td rowspan="3">月 1 回</td></tr><tr><td>小・中学校等</td><td>110 箇所</td></tr><tr><td>人が多く集まる施設等</td><td>35 箇所</td></tr><tr><td>計</td><td>164 箇所</td><td></td></tr></tbody></table>						測定区分	測定箇所数	測定頻度	本庁・支所・出張所	19 箇所	月 1 回	小・中学校等	110 箇所	人が多く集まる施設等	35 箇所	計	164 箇所	
測定区分	測定箇所数	測定頻度																
本庁・支所・出張所	19 箇所	月 1 回																
小・中学校等	110 箇所																	
人が多く集まる施設等	35 箇所																	
計	164 箇所																	
(2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 施設、1 地点、測定高さ（1m又は 50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする																		
(3) 測定員 外部業者委託																		
(4) 測定結果 測定結果は、随時、市ホームページに公表する																		
2 公園の環境放射線量測定																		
<p>日常的な生活の中でも住民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）の放射線量について、園内を詳細に測定し、詳細結果を現地において公表する。</p>																		
(1) 測定箇所及び測定頻度 市内の公園 558 箇所、年 2 回測定																		
(2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 公園、5 地点、測定高さ（50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする																		
(3) 測定員 外部業者委託																		
(4) 測定結果 測定結果は、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入するほか、市ホームページで公表する																		

3 放射線量マップの作成（年1回）

原子力発電所事故後の市内の放射線量を一齐に測定し、測定結果を区画ごとに色分けしたマップを作成する。過去の測定マップを併せて掲載することにより経年変化の状況をわかりやすく表示する。

- (1) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータにより1mの高さで5回測定
- (2) 測定場所 市内約3,000箇所
- (3) 作成するマップ 市内全域を500mメッシュ（山間部については、1,000mメッシュ）で約1,000区画に区切り、それぞれの測定地点（3箇所）の結果を平均した数値により色分けする。※下図参照
- (4) 公表方法 作成したマップを町内会班回覧及び窓口にて希望者に配布  
作成したマップ（拡大）を各支所等へ掲示  
作成したマップデータを5区域に分け、より細かい部分を見やすくしたものを市ホームページに掲載



<p>4 簡易放射線量測定器の町内会への貸し出し</p> <p>市内の約 900 の町内会に市で所有する簡易放射線量測定器を配備し、町内会の中で貸し出しすることにより、住民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を整備する。 放射線量の正確な測定を確保するため、測定器の点検校正を実施する。</p> <p>5 福島市総合計画における位置づけ</p> <p>総合計画の分野ごとの施策第 1 章「いのちを大切にすまち」中、第 1 節「安心できる生活環境の向上（放射線対策）」の「1 放射線対策」に位置づけている。</p>
---

**当面の事業概要**

<p>&lt;平成 31 年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内各定点の放射線量を定期的に測定し（月 1 回）、測定結果を市ホームページで随時公表する。 測定については業者へ委託する。</li> <li>2 市内公園の放射線量を測定し（年 2 回）、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入して公園利用者に明示するほか、測定結果を市ホームページで公表する。測定については業者へ委託する。</li> <li>3 放射線量マップを作成する。全市放射線量測定とマップ作成を業者へ委託し、作成したマップは、約 14,000 部印刷し、町内会班回覧及び支所・出張所、学習センター等の窓口に配置し希望者へ配布する。 放射線量マップ（拡大）を各支所等へ掲示する。 ホームページ掲載用のデータ作成も委託し、マップデータを 5 区域に分け、より細かい部分を見やすくしたものを市ホームページに掲載する。</li> <li>4 各町内会へ貸し出ししている簡易放射線測定器（CsI シンチレーションサーベイメータ）900 台について、年 1 回点検校正を実施する。</li> </ol>
--

**地域の帰還環境整備との関係**

<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故から約 8 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ、確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている住民も多い。</p> <p>市全体の居住地域や日常生活に関わる公園等の環境放射線量について継続的に測定・監視していくことで、住民が市内の放射線量の現況や変化を正しく理解し、目に見えない放射線に対する不安を軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還環境の整備を図ることができる。</p>
--

**関連する事業の概要**

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (平成31年度)

平成31年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	4	事業番号	(3)-23-4	事業名	環境放射線量測定事業	事業実施主体	福島市	
項目	平成31年度									
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考					
環境放射線量測定業務委託										測定結果は、随時HPで公表する
公園環境放射線量測定業務委託										測定数値を公園内の線量表示板に記入するほか、HPで公表する
放射線量マップ作成業務										第1四半期にHP上で公表するものは、前年度(30年度)に作成したマップになり、31年度に作成するマップは32年度第1四半期に公表
サーベイメータ校正										CsIシンチレーションサーベイメータの校正
その他(議会等)										

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県 (福島市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線相談員配置事業	事業番号	(3)-24-1
交付団体	福島市	事業実施主体 (直接/間接)	福島市 (直接)		
総交付対象事業費	(11,921) (千円) 14,542 (千円)	全体事業費	(11,921) (千円) 14,542 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
放射能・放射線と健康にかかる相談員を配置し、健康不安の軽減を図り、地域の復興・再生に寄与する。					
事業概要					
<p>(1) 目的：放射線の不安を抱えている住民の不安軽減 原発事故による放射線の健康影響について、心配と不安により運動不足やストレスから心身の不調を起している市民もおり、生活習慣病を誘発しかねない。 このため相談員を配置して、放射能・放射線にかかる複合的な相談に対して、相談員が聞き取りを実施し、住民の不安内容を関連機関等に確認し回答を行うなど、不安軽減のアドバイスを行う。</p> <p>(2) 方法：健康講座などの企画立案・実施や個別相談業務 放射線防護並びに健康対策など不安軽減を目的に実施する健康講座等を企画立案し、医師等に講師をお願いして行う講座のほか、市内各地の学習センターや集会所における地域住民との学習会への参加、また、市内事業所からの要望による出前講座を実施することで、住民の不安軽減につなげる。併せて、住民からの個別の相談にも応じる。 更に、福島市の実施している「内部被ばく検査」に同行し、検査の目的やその結果の捉え方を個別にその場で説明し、住民それぞれの理解を促す。</p> <p>(3) その他 平成 31 年度 嘱託職員費 2,593 千円 普通旅費 3 千円 消耗品費 25 千円 計 2,621 千円  嘱託職員費 (人件費) について 賃金月額 150,400 円 (市定額) 通勤手当 6,600 円 (月額見積) ほか</p> <p>(4) 福島市総合計画における位置付け 福島市総合計画後期基本計画の分野ごとの施策第 1 章「いのちを大切にすまち」中、第 1 節「安心できる生活環境の向上 (放射線対策)」の「放射線対策」に位置づけされるものである。</p>					

<b>当面の事業概要</b>
----------------

<平成 31 年度>

放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。  
相談窓口の対応。

<平成 32 年度>

放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。  
相談窓口の対応。

<b>地域の帰還環境整備との関係</b>
----------------------

放射線相談員配置事業により、避難者や帰還しても放射線の健康影響や不安を持っている方などに対し、相談やアドバイスを行うことで、放射線への不安軽減を促すことで、地域の振興・再生及び避難住民の早期帰還の促進につながる。

<b>関連する事業の概要</b>
------------------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<b>関連する基幹事業</b>
-----------------

事業番号	
事業名	
交付団体	

<b>基幹事業との関連性</b>
------------------



(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(平成31年度)

平成31年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	5	事業番号	(3)-24-1	事業名	放射線相談員配置事業	事業実施主体	福島市
項 目	平成31年度								備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
研修	→								随時必要に応じて実施
講座の開催		→							
相談窓口の対応		→		→					市保健福祉センター3階に 相談窓口設置
WBC検査相談	→		→					→	

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区 (基金型)	事業番号	(5)-40-2
交付団体	福島市		事業実施主体 (直接/間接)	福島市 (直接)	
総交付対象事業費	(1,914,887) (千円)		全体事業費	(1,914,887) (千円)	
	2,322,102 (千円)			2,322,102 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所事故による災害以前は、必要に応じ、非かんがい期においてため池の干し上げや土砂吐の開放により堆積土砂の除去を実施し、利水管理を行っていたが、同災害後は堆積土に含まれる放射性物質の影響により実施できず、利水管理が困難な状況が続いている。また、今後大雨等災害時に堆積土砂が濁水として流出する懸念があり、地域農業従事者の営農再開・活動の阻害要因となっている。</p> <p>福島市の農業復興の加速化のためには、農業水利施設としてのため池の機能保全、堆積している汚染土砂の農地への拡散防止が不可欠である。</p> <p>本事業において汚染土砂除去等の対策を推進し、農業水利施設としてのため池の機能の保全・回復を行い、福島市の営農継続・農業復興のための方策を講じる。</p> <p>なお、今回申請するため池については、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル【農林水産省】」P26 の 3 つの要件に該当せず、除染の対象にならないことを確認した。</p>					
事業概要					
<p>本市のため池については、水が干上がる期間がなく、特措法に基づく除染での対策ができないことから、本事業により放射性物質対策に取り組む。</p> <p>上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況を把握する基礎調査を行い、さらに汚染状況が高いため池については、ため池内の汚染分布を把握するための詳細調査を行う。</p> <p>これら調査結果を踏まえ、ため池ごとに必要な対策を検討するとともに、市内ため池の総合的な対策推進計画を策定し、実施していく。</p> <p>福島市総合計画の分野ごとの施策 第 1 章「いのちを大切にすまち」中、「安心できる生活環境の向上 (放射線対策)」の「放射線対策」に位置付けられるものである。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査 第 8 回にて 56 ヶ所申請 (精査後 47 ヶ所実施)</li> <li>・詳細調査及び実施設計 第 10 回にて 15 ヶ所申請 (詳細調査 15 ヶ所、実施設計 12 ヶ所)</li> </ul> <p>&lt;平成 28 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細調査及び実施設計 第 12 回にて 87 ヶ所申請 (詳細調査 73 ヶ所、実施設計 54 ヶ所、基礎調査 2 ヶ所)</li> </ul> <p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第 17 回にて対策工及び支援業務 12 ヶ所申請 (実施 14 ヶ所)</li> <li>・対策工、支援業務、事務費</li> <li>○第 18 回にて対策工及び支援業務 18 ヶ所申請 (実施 18 ヶ所)</li> <li>・対策工、支援業務</li> </ul> <p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第 21 回にて対策工及び支援業務 18 ヶ所申請</li> <li>・対策工、支援業務、事務費</li> </ul>					

<p>○第 22 回にて対策工及び支援業務 6 ヶ所申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策工、支援業務</li> </ul> <p>&lt;平成 31 年度&gt;</p> <p>○第 24 回にて対策工及び支援業務 10 ヶ所、詳細調査及び実施設計 7 ヶ所申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策工、支援業務、事務費、詳細調査及び実施設計</li> </ul> <p>&lt;平成 32 年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策工及び支援業務（既実施分を除く対象ため池）</li> </ul>
<p><b>地域の帰還環境整備との関係</b></p> <p>福島市の農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全および農作物への放射性物質移行の懸念払拭が必要である。そのためには、放射性物質に汚染された堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減することが不可欠である。</p> <p>帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。</p>
<p><b>関連する事業の概要</b></p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<b>関連する基幹事業</b>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<b>基幹事業との関連性</b>	

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(平成27年度～平成31年度)

平成31年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	福島市	No.	7	事業番号	(5)-40-2	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区(基金型)																事業実施主体	福島市					
項目	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度				備考				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期					
基礎調査	第8回申請 農業用ため池																												
詳細調査及び計画策定					第10回申請								第12回申請								第24回申請 7ヶ所								
対策工									第17回申請 対策工 12ヶ所								第18回申請 対策工 18ヶ所								第21回申請 対策工 18ヶ所				
													第22回申請 対策工 6ヶ所								第24回申請 対策工 10ヶ所								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-4)

福島市 帰還環境整備事業計画 平成31年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 内閣府

平成31年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6)	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	(3) - 23 - 1 -	農作物・食品放射能測定事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 96,932 <96,932>	(0) 96,932 <96,932>	(0) 96,932 <96,932>			
3	(3) - 23 - 3 -	福島市仮置場等 モニタリングポスト設置事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 8,573 <8,573>	(0) 8,573 <8,573>	(0) 8,573 <8,573>			
4	(3) - 23 - 4 -	環境放射線量測定事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 50,892 <50,892>	(0) 50,892 <50,892>	(0) 50,892 <50,892>			
5	(3) - 24 - 1 -	放射線相談員配置事業	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 2,621 <2,621>	(0) 2,621 <2,621>	(0) 2,621 <2,621>			
							合計額	(0) 159,018 <159,018>	(0) 159,018 <159,018>	(0) 159,018 <159,018>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	福島県	担当部局名	政策調整部 政策調整課	担当者氏名	佐藤 勝則
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	seichou@city.fukushima.lg.jp
地方公共団体の組合名					

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
- (注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
- (注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
- (注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
- (注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4)

福島市 帰還環境整備事業計画 平成31年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 農水省

平成31年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考	
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6)	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e		
7	(5) - 40 - 2 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区(基金型)	福島市	市	福島市	直接	定額	(0) 38,583 <38,583>	(0) 38,583 <38,583>	(0) 38,583 <38,583>			詳細調査及び実施設計	
7	(5) - 40 - 2 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 福島市地区(基金型)	福島市	市	福島市	直接	1/2	(0) 368,632 <368,632>	(0) 368,632 <368,632>	(0) 276,474 <276,474>			対策工及び支援業務	
							合計額	(0) 407,215 <407,215>	(0) 407,215 <407,215>	(0) 315,057 <315,057>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		

県名	福島県	担当部署名	政策調整部 政策調整課	担当者氏名	佐藤 勝則
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	seichou@city.fukushima.lg.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。  
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)  
(注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。  
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。  
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。  
(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。